

社会福祉法人中蒲原福祉会定款

平成 7年 7月 1日制定	平成16年11月26日変更	平成25年 3月27日変更	令和 8年 6月25日変更
平成 7年12月28日変更	平成17年 3月24日変更	平成26年10月27日変更	
平成 9年 2月25日変更	平成17年 5月27日変更	平成27年 1月26日変更	
平成 9年 5月28日変更	平成17年 9月21日変更	平成27年 3月27日変更	
平成 9年 9月29日変更	平成17年12月 1日変更	平成27年 5月27日変更	
平成 9年12月18日変更	平成18年 3月24日変更	平成27年 9月 8日変更	
平成10年 2月16日変更	平成18年 9月21日変更	平成28年 2月15日変更	
平成11年 2月 5日変更	平成19年 1月26日変更	平成28年 5月27日変更	
平成11年 7月28日変更	平成19年 5月29日変更	平成28年 8月 9日変更	
平成11年12月17日変更	平成19年10月31日変更	平成28年11月29日変更	
平成12年 3月24日変更	平成20年 5月23日変更	平成29年 1月30日変更	
平成12年 4月28日変更	平成21年 3月26日変更	平成30年 3月28日変更	
平成13年 2月22日変更	平成21年 5月28日変更	平成30年 8月 2日変更	
平成13年 7月27日変更	平成21年 6月17日変更	令和元年 6月27日変更	
平成13年10月26日変更	平成22年 2月15日変更	令和 2年 6月26日変更	
平成14年 1月25日変更	平成22年 6月25日変更	令和 4年 3月17日変更	
平成15年 1月31日変更	平成23年 3月25日変更	令和 4年 9月26日変更	
平成15年 5月28日変更	平成23年 5月26日変更	令和 5年 1月16日変更	
平成15年 7月28日変更	平成24年 5月28日変更	令和 5年 3月14日変更	
平成15年10月24日変更	平成24年 8月28日変更	令和 5年 6月 6日変更	
平成16年 2月 2日変更	平成24年11月14日変更	令和 6年 8月22日変更	

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 特別養護老人ホームの経営
 - (ロ) 障害者支援施設の経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 老人短期入所事業の経営
 - (ロ) 老人短期入所施設の経営
 - (ハ) 老人デイサービス事業の経営
 - (ニ) 老人デイサービスセンターの経営

- (ホ) 老人介護支援センターの経営
- (ヘ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ト) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (チ) 障害福祉サービス事業の経営
- (リ) 障害児通所支援事業の経営
- (ヌ) 特定相談支援事業の経営
- (ル) 障害児相談支援事業の経営
- (ヲ) 移動支援事業の経営
- (ワ) 地域活動支援センターの経営
- (カ) 保育所の経営
- (ヨ) 一時預かり事業の経営
- (タ) 地域子育て支援拠点事業の経営
- (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人中蒲原福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、経済的に困窮する者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を新潟県新潟市江南区亀田向陽2丁目6番1号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員2名、外部委員1名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 公益事業に関する重要な事項
- (8) 定款の変更
- (9) 残余財産の処分
- (10) 基本財産の処分
- (11) 解散
- (12) 社会福祉充実計画の承認
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 評議員会に議長を置く。

2 議長は、その評議員会に出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 7名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第18条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第22条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第23条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のも

のに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第24条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第26条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会に議長を置く。

- 2 議長は、その理事会に出席した理事の中から選出する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 定期預金 100万円

(2) 建物 30棟 37,424.12㎡

(イ) 特別養護老人ホーム向陽の里、障害者支援施設あさひ園

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
養護所	新潟県新潟市江南区亀田向陽2丁目3206番地3、3206番地4	鉄筋コンクリート造スレート葺平家建	4,315.20
車 庫	新潟県新潟市江南区亀田向陽2丁目3206番地3、3206番地4	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	76.50

(ロ) 特別養護老人ホーム横雲の里、デイサービスセンター横雲の里

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
養護所	新潟県新潟市江南区阿賀野 1 丁目 2536 番地 3	鉄骨造セメントかわ らぶき 2 階建	1 階 5,441.15 2 階 454.38
車 庫	新潟県新潟市江南区阿賀野 1 丁目 2536 番地 3	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板葺平家建	102.68
車 庫	新潟県新潟市江南区阿賀野 1 丁目 2536 番地 3	鉄骨造亜鉛メッキ 鋼板葺平家建	97.50

(ハ) 特別養護老人ホームこすど蒼丘の里、デイサービスセンターこすど蒼丘の里

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
養護所	新潟県新潟市秋葉区矢代田字 金山 3092 番地 12	鉄骨造セメント瓦 陸屋根 2 階建	4,920.91
車 庫	新潟県新潟市秋葉区矢代田字 西山 3200 番地 3	鉄骨造合金メッキ 鋼板葺平家建	137.83
老人福祉 施 設	新潟市秋葉区矢代田字西山 3200 番地 3	木造合金メッキ 鋼板ぶき平家建	978.07

(ニ) ショートステイかめだ早通の里

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
老人介護 施 設	新潟県新潟市江南区早通 5 丁 目 2072 番地 1、2073 番地 1	木造合金メッキ 鋼板葺平家建	1,244.00

(ホ) 特別養護老人ホームかめだ本町の里

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
老 人 ホ ーム	新潟県新潟市江南区亀田本町 1 丁目 439 番地 2	鉄骨造合金メッキ 鋼板ぶき 3 階建	2,309.91

(ヘ) 四つ葉こども園

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
保育所	新潟県新潟市江南区亀田向陽 2 丁目 3211 番地 10、3211 番地 12	鉄骨造陸屋根・合金メ ッキ鋼板ぶき 3 階建	996.20

(ト) 子育て支援センターにこっと

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
託児所	新潟県新潟市江南区亀田向陽 2 丁目 3211 番地 11	鉄骨造合金メッキ 鋼板ぶき 2 階建	546.54

(チ) 特別養護老人ホームにこやか

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
老 人 ホ ーム	新潟県新潟市江南区横越中央 5 丁目 3589 番地 1	鉄骨造かわらぶき 3 階建	2,461.89

(リ) グループホームこうよう

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
老 人 ホ ーム	新潟県新潟市江南区亀田向陽 2 丁目 3207 番地 3	木造合金メッキ鋼板 ぶき平家建	301.03

(ヌ) 障害福祉サービス事業メイプルかめだ

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
作業所・	新潟県新潟市江南区亀田向陽 1 丁目	木造合金メッキ鋼板	498.09

店 舗	3110 番地1	ぶき 2階建	
-----	----------	--------	--

(ル) グループホームメイプルかめだ

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
寄 宿 舎	新潟県新潟市江南区亀田向陽1丁目 3110 番地1	木造合金メッキ鋼板 ぶき 2階建	188.80

(ヲ) 特別養護老人ホームなかかんの里

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
老 人 ホー ム	新潟県新潟市江南区曙町4丁目99 番地17	鉄骨造陸屋根4階建	6,000.14
倉 庫	新潟県新潟市江南区曙町4丁目99 番地17	鉄筋コンクリート造陸 屋根平家建	17.40

(ワ) 障害福祉サービス事業ネクサス・わかば

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
作業所 ・ 寄 宿 舎	新潟県新潟市江南区横越中央8丁 目850番地	鉄骨造合金メッキ鋼板 ぶき 2階建	1,760.13
事 務 所	新潟県新潟市江南区横越中央8丁 目852番地1	木造スレート葺平家建	140.35

(カ) グループホームこすもす

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
寄 宿 舎	新潟県新潟市江南区横越中央8丁 目850番地	木造合金メッキ鋼板 ぶき 2階建	192.51

(コ) フルールこすど

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
作業所	新潟市秋葉区矢代田字西山3172番 地6、3200番地3	木造合金メッキ鋼板 ぶき平家建	713.08

(タ) メイプルかめだ2号館

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
診療所・ 居 宅	新潟市江南区亀田向陽1丁目1307 番地7	木造瓦葺 2階建	200.88

(レ) デイサービスセンター向陽園

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
デイサービ スセンター	新潟市江南区亀田向陽2丁目3206 番地4、3206番地5	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	485.16
車 庫	新潟市江南区亀田向陽2丁目3206 番地4、3206番地5	鉄骨造亜鉛メッキ鋼 板ぶき平家建	113.40

(ロ) デイサービスセンター第2蒼丘

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
デイサービ スセンター	新潟市秋葉区小須戸字川原3870番 地8	鉄筋コンクリート造 かわらぶき平家建	581.99

(ツ) 障害福祉サービス事業わかばの家

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
作業所	新潟市江南区亀田向陽2丁目3206 番地5	木造スレートぶき平家 建	331.24

作業所	新潟市江南区亀田向陽 2 丁目 3206 番地 5	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建	331.77
-----	---------------------------	---------------------	--------

(ネ) デイサービスセンターリハフィットこうよう

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
デイサービスセンター	新潟市江南区亀田向陽 1 丁目 3104 番地 12	鉄骨造合金メッキ鋼板葺 2 階建	710.00

(ナ) 中新田こども園

種 類	所 在 地	構 造	床面積 (㎡)
保育所	新潟市秋葉区中新田字道上 512 番地 1	木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建	775.39

(3) 土地 19 筆 32,983.15 ㎡

(イ) ショートステイかめだ早通の里

所 在 地	地 番	地 目	地積 (㎡)
新潟県新潟市江南区早通 5 丁目	2072 番 1	宅地	1,994.59

(ロ) 四つ葉こども園

所 在 地	地 番	地 目	地積 (㎡)
新潟県新潟市江南区亀田向陽 2 丁目	3211 番 10	宅地	481.86
新潟県新潟市江南区亀田向陽 2 丁目	3211 番 12	宅地	486.00

(ハ) 特別養護老人ホームかめだ本町の里

所 在 地	地 番	地 目	地積 (㎡)
新潟県新潟市江南区亀田本町 1 丁目	439 番 2	宅地	2,527.18

(ニ) 子育て支援センターにこっと

所 在 地	地 番	地 目	地積 (㎡)
新潟県新潟市江南区亀田向陽 2 丁目	3211 番 11	宅地	686.85

(ホ) 特別養護老人ホームにこやか

所 在 地	地 番	地 目	地積 (㎡)
新潟県新潟市江南区横越中央 5 丁目	3589 番 1	宅地	2,844.52

(ヘ) グループホームこうよう

所 在 地	地 番	地 目	地積 (㎡)
新潟県新潟市江南区亀田向陽 2 丁目	3207 番 3	宅地	1,312.03

(ト) 障害福祉サービス事業メイプルかめだ

所 在 地	地 番	地 目	地積 (㎡)
新潟県新潟市江南区亀田向陽 1 丁目	3110 番 1	宅地	853.91

(チ) 特別養護老人ホームなかかんの里

所 在 地	地 番	地 目	地積 (㎡)
新潟県新潟市江南区曙町 4 丁目	99 番 17	宅地	5,166.73

(リ) 障害福祉サービス事業ネクサス・わかば

所 在 地	地 番	地 目	地積 (㎡)
新潟県新潟市江南区横越中央 8 丁目	850 番	宅地	2,995.87

(ヌ) フルールこすど

所 在 地	地 番	地 目	地積 (㎡)
新潟市秋葉区矢代田字西山	3172 番 6	宅地	1,176.96
新潟市秋葉区矢代田字西山	3180 番	宅地	434.30

(ル) メイプルかめだ 2 号館

所 在 地	地 番	地 目	地積 (㎡)
新潟市江南区亀田向陽 1 丁目	1307 番 7	宅地	197.88

(ロ) デイサービスセンター向陽園

所 在 地	地 番	地 目	地積 (㎡)
新潟市江南区亀田向陽 2 丁目	3206 番 4	宅地	3,040.14
新潟市江南区亀田向陽 2 丁目	3206 番 6	宅地	252.21

(ワ) デイサービスセンター第 2 蒼丘

所 在 地	地 番	地 目	地積 (㎡)
新潟市秋葉区小須戸字川原	3870 番 8	宅地	3,338.46

(カ) 障害福祉サービス事業わかばの家

所 在 地	地 番	地 目	地積 (㎡)
新潟市江南区亀田向陽 2 丁目	3206 番 5	宅地	1,167.07

(コ) デイサービスセンターリハフィットこうよう

所 在 地	地 番	地 目	地積 (㎡)
新潟県新潟市江南区亀田向陽 1 丁目	3104 番 12	宅地	1,854.83

(タ) 中新田こども園

所 在 地	地 番	地 目	地積 (㎡)
新潟市秋葉区中新田字道上	512 番 1	宅地	2,171.76

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第41条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、新潟市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、新潟市長の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評

議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第41条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 介護保険法に定める訪問調査の受託等事業
- (3) 喀痰吸引等研修事業
- (4) 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第42条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評

議会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、新潟市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を新潟市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人中蒲原福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	佐野	桂吉
理 事	小林	孝
〃	石本	寧子
〃	佐藤	二三雄
〃	阿達	金策
〃	渡辺	照男
〃	石本	レン
〃	岩橋	光御
〃	五十嵐	末治
監 事	岩 田	大
〃	渡辺	龍太郎

附 則

この定款の変更は、新潟県知事の認可の日から実施する。

附 則

この定款の変更は、平成9年3月19日から施行する。

附 則

この定款の変更は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この定款の変更は、新潟県知事の認可の日から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟県知事の認可の日から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟県知事の認可の日から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟県知事の認可の日から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟県知事の認可の日から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟県知事の認可の日から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟県知事の認可の日から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟県知事の認可の日から実施する。

附 則

この定款の変更は、平成12年4月28日から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟県知事の認可の日から実施する。

附 則

この定款の変更は、平成13年7月27日から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟県知事の認可の日（平成13年11月22日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟県知事の認可の日（平成14年2月12日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟県知事の認可の日（平成15年3月20日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、平成15年5月28日から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟県知事の認可の日（平成15年9月24日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟県知事の認可の日（平成15年12月12日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟県知事の認可の日（平成16年3月26日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟県知事の認可の日（平成 16 年 12 月 20 日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（平成 17 年 7 月 26 日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（平成 17 年 10 月 25 日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（平成 18 年 1 月 18 日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（平成 18 年 4 月 19 日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（平成 19 年 2 月 27 日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（平成 19 年 7 月 4 日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、平成 20 年 2 月 16 日から実施する。（新潟市長の認可の日（平成 20 年 1 月 7 日））

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（平成 20 年 7 月 1 日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（平成 21 年 4 月 1 日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（平成 21 年 6 月 22 日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（平成 21 年 12 月 1 日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（平成 22 年 4 月 15 日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（平成 22 年 10 月 25 日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（平成 23 年 4 月 1 日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（平成 23 年 6 月 21 日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（平成 24 年 7 月 2 日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（平成 24 年 8 月 31 日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、平成 24 年 11 月 14 日から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（平成 25 年 4 月 1 日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（平成 26 年 11 月 19 日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、平成 27 年 1 月 26 日から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（平成 27 年 4 月 15 日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（平成 27 年 6 月 29 日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（平成 27 年 9 月 18 日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（平成 28 年 3 月 14 日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、平成 28 年 5 月 27 日から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（平成 28 年 8 月 31 日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（平成 28 年 12 月 16 日）から実施する。

附 則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（平成 30 年 4 月 20 日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、平成 30 年 8 月 2 日から実施する。

附 則

この定款の変更は、令和元年 6 月 27 日から実施する。

附 則

この定款の変更は、令和 2 年 6 月 26 日から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（令和 4 年 5 月 17 日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（令和 5 年 3 月 3 日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（令和 5 年 3 月 3 日）から施行し、令和元年 9 月 1 日より実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（令和５年５月１５日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（令和５年８月２５日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、新潟市長の認可の日（令和６年１０月１０日）から実施する。

附 則

この定款の変更は、令和８年６月２５日から実施する。